



令和6年8月8日

群馬労働局長  
上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会  
会長 谷口 聡



群馬県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年6月28日付け群労発基 0628 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり  
の結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度  
地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータ  
で比較したところ、令和4年10月8日発効の群馬県最低賃金（時間額 895 円）  
は、令和4年度の群馬県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、中小企業の賃上げのための環境整備について、支援策の更なる拡充を  
求めるとともに、特に小規模事業者への情報展開の工夫及び支援策を受ける  
ために必要な諸手続遂行に対する人的援助等、制度の不知や事務処理能力を理由  
として対応できない状態を解消する対策を強く要望する。

また、就業調整の問題について、人材の調達が大きな経営課題となっている  
現状において、年収制限等による就業調整は企業経営を更に厳しいものとする  
要因となり得るものである。いわゆる「年収の壁」を低くするというような施策  
では対応しきれないほど人手不足は深刻となっており、今後、ますます大きな  
問題になることが懸念されることから、働き方に中立的な社会保障制度の構築に  
向け、年収の壁等の施策は全て廃止することを要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げ原資確保の支援として、これらに  
対する優遇税制を導入するとともに、可処分所得増加のための所得税減税と  
社会保険料等減額により国民負担を軽減させ、また、社会保障制度の見直し等、  
将来不安の払拭により、消費性向を向上させる施策を実行するよう要望する。

群馬県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
群馬県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 985 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

群馬県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 群馬県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 895 円
- (3) 発効日 令和4年10月8日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和4年度
- (3) 生活保護水準（令和4年度）  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の群馬県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（95,970円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると群馬県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$895 \text{ 円 (群馬県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.807 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 125,530 \text{ 円 (四捨五入)}$$